

I 介護予防サービスコード

1 介護予防訪問入浴介護サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位				
種類	項目											
62	1111	予防訪問入浴	イ看護職員1人及び介護職員1人 856 単位 高齢者虐待防止措置未実施減算 1% 減算				856	1回につき				
62	1112	予防訪問入浴・部分浴					清掃又は部分浴のとき × 90%		770			
62	1121	予防訪問入浴・職員					介護職員2人の場合 × 95%		813			
62	1122	予防訪問入浴・職員・部分浴					清掃又は部分浴のとき × 90%		732			
62	1141	予防訪問入浴・業未					業務継続計画未策定減算		847			
62	1142	予防訪問入浴・業未・部分浴							清掃又は部分浴のとき × 90%	762		
62	1143	予防訪問入浴・業未・職員					1% 減算		805			
62	1144	予防訪問入浴・業未・職員・部分浴							介護職員2人の場合 × 95%	725		
62	1131	予防訪問入浴・虐待					業務継続計画未策定減算		847			
62	1132	予防訪問入浴・虐待・部分浴							清掃又は部分浴のとき × 90%	762		
62	1133	予防訪問入浴・虐待・職員					1% 減算		805			
62	1134	予防訪問入浴・虐待・職員・部分浴							介護職員2人の場合 × 95%	725		
62	1145	予防訪問入浴・虐待・業未					業務継続計画未策定減算		838			
62	1146	予防訪問入浴・虐待・業未・部分浴							清掃又は部分浴のとき × 90%	754		
62	1147	予防訪問入浴・虐待・業未・職員					1% 減算		796			
62	1148	予防訪問入浴・虐待・業未・職員・部分浴							介護職員2人の場合 × 95%	716		
62	4111	予防訪問入浴同一建物減算1					事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
62	4112	予防訪問入浴同一建物減算2					同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算		
62	8000	予防特別地域訪問入浴介護加算	特別地域介護予防訪問入浴介護加算		所定単位数の 15% 加算		1回につき					
62	8100	予防訪問入浴小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算							
62	8110	予防訪問入浴中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算							
62	4001	予防訪問入浴初回加算	口 初回加算		200 単位加算	200	1月につき					
62	6133	予防訪問入浴認知症専門ケア加算Ⅰ	ハ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位加算	3	1日につき					
62	6134	予防訪問入浴認知症専門ケア加算Ⅱ		(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位加算	4						
62	6099	予防訪問入浴サービス提供体制加算Ⅰ	ニ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44 単位加算	44	1回につき					
62	6100	予防訪問入浴サービス提供体制加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	36 単位加算	36						
62	6101	予防訪問入浴サービス提供体制加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	12 単位加算	12						
62	6106	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅰ 1	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 122/1000 加算		1月につき					
62	6183	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 133/1000 加算							
62	6105	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 116/1000 加算							
62	6184	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算							
62	6102	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 101/1000 加算							
62	6380	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 85/1000 加算							